

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和2年9月9日）

○議事日程

令和2年9月9日 午後2時30分 開議

- 第1 議席の指定
 第2 会期の決定
 第3 議案第13号 大阪広域環境施設組合財産条例の一部を改正する条例案
 第4 議案第14号 税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例の一部を改正する条例案
 第5 報告第4号 令和元年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告について

~~~~~（以下 議決を要しない報告等）~~~~~

報告監2の第4号 例月出納検査結果報告の提出について

## ○出席議員 21人

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1番  | 岡田 妥知君  | 12番 | 西崎 照明君  |
| 2番  | 大内 啓治君  | 13番 | 中田 光一郎君 |
| 3番  | 東 貴之君   | 14番 | 永井 広幸君  |
| 4番  | 出雲 輝英君  | 15番 | 井上 浩君   |
| 5番  | 大橋 一隆君  | 16番 | 山中 宏君   |
| 6番  | 丹野 壮治君  | 17番 | 五百井 真二君 |
| 7番  | 吉見 みさこ君 | 18番 | 谷沢 千賀子君 |
| 8番  | 有本 純子君  | 19番 | 中田 靖人君  |
| 9番  | 西川 ひろじ君 | 21番 | 松本 満義君  |
| 10番 | 多賀谷 俊史君 | 22番 | 福西 寿光君  |
| 11番 | 加藤 仁子君  |     |         |

## ○欠席議員 1人

20番 河本 晋一君

## ○議場に出席した執行機関及び説明員

|                   |         |
|-------------------|---------|
| 管 理 者             | 松 井 一 郎 |
| 副 管 理 者           | 大 松 桂 右 |
| 事 務 局 長           | 蓑 田 哲 生 |
| 総 務 部 長           | 徳 本 善 久 |
| 施 設 部 長           | 金 子 正 利 |
| 総 務 部 総 務 課 長     | 池 田 嘉 孝 |
| 総 務 部 経 理 課 長     | 小 寺 誓 二 |
| 施 設 部 施 設 管 理 課 長 | 吉 岡 慎 二 |
| 施 設 部 建 設 企 画 課 長 | 藤 井 良 一 |
| 西 淀 工 場 長         | 西 田 壮 一 |
| 平 野 工 場 長         | 下 田 洋 彰 |
| 東 淀 工 場 長         | 山 田 浩 一 |
| 鶴 見 工 場 長         | 中 村 俊 彦 |
| 八 尾 工 場 長         | 岡 本 文 彦 |
| 舞 洲 工 場 長         | 梅 本 勝 美 |

○議長（加藤仁子君） ただいまの出席議員は21名で、地方自治法第113条の規定により、定足数に達しております。

ただいまより、大阪広域環境施設組合議会令和2年第2回定例会を開会いたします。

開 議

○議長（加藤仁子君） 直ちに会議を開きます。

○議長（加藤仁子君） 本日の会議録署名議員に、東貴之君、出雲輝英君の御両君を指名いたします。

○議長（加藤仁子君） この際申し上げます。

議事日程に記載のとおり、議決を要しない報告等が提出されておりますので、お手元に配付いたしております。

○議長（加藤仁子君） これより議事に入ります。

○議長（加藤仁子君） 日程第1、議席の指定を行います。

各議員の議席は、各議席に標示のとおりこれを定めます。

○議長（加藤仁子君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議長（加藤仁子君） お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日といたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○議長（加藤仁子君） 次に、日程第3、議案第13号、大阪広域環境施設組合財産条例の一部を改正する条例案及び日程第4、議案第14号、税外歳入に係る延滞金及び過料に関する条例の一部を改正する条例案を、一括して議題といたします。

○議長（加藤仁子君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） 議案第13号及び14号について、その概要を御説明いたします。

議案第13号は、延滞損害金の割合に係る特例措置を改めるため、条例の一部を改正するものです。

議案第14号は、延滞金の割合に係る特例措置を改めるため、条例の一部を改正するものです。

以上、条例改正案につきまして、御説明申し上げます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（加藤仁子君） これより採決に入ります。

○議長（加藤仁子君） 議案第13号及び14号について、一括して採決いたします。

○議長（加藤仁子君） お諮りいたします。

議案第13号及び14号について、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（加藤仁子君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第13号及び14号は、原案どおり可決されました。

○議長（加藤仁子君） 次に、日程第5、報告第4号、令和元年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告についてを議題といたします。

○議長（加藤仁子君） 理事者の説明を求めます。

蓑田事務局長。

（事務局長蓑田哲生君答弁席へ）

○事務局長（蓑田哲生君） それでは、報告第4号、令和元年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告の件につきまして、御説明申し上げます。

決算書の2ページ、3ページをごらんください。

歳入につきましては、歳入合計欄にありますように予算現額138億997万2,000円に対しまして、収入済額は130億4,800万157円でございます。

続きまして8ページ、9ページをごらんください。

歳入の主な内容を申し上げます。

初めに、第1款、分担金及び負担金、第1項、分担金の収入済額は、80億5,586万2,030円でございます。

各構成市の分担金は、備考に記載のとおり大阪府が69億3,195万7,179円、八尾市が7億2,504万6,754円、松原市が3億9,885万8,097円でございます。

次に、第2款、使用料及び手数料、第1項、使用料の収入済額は1,427万7,348円でございます。焼却工場及び北港処分地に係る施設使用料でございます。

次に、第3款、国庫支出金、第1項、国庫補助金の収入済額は1億9,756万3,000円でございます。焼却工場施設整備に係る「循環型社会形成推進交付金」並びに北港処分地の災害復旧に係る「廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金」の収入でございます。

次に、第4款、財産収入、第1項、財産売払収入の収入済額は199万5,590円でございます、金属廃材などの物品売払代金でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

第5款、諸収入、第1項、預金利子の収入済額は35万8,983円でございます、歳計現金運用等による預金利子収入でございます。

次に、第2項、雑入、第1目、廃棄物処理収入の収入済額は、43億2,234万4,402円でございます、守口市からの受託焼却収入や、破碎施設において回収いたしました金属売却収入、ごみ焼却時の余熱を利用した発電における余剰電力の売却収入等でございます。

次に、第2目、雑入の収入済額は、8,059万8,804円でございます、焼却処理事業等に伴います雑収でございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

第6款、組合債、第1項、組合債の収入済額は、3億7,500万円でございます、焼却工場の施設整備並びに北港処分地の災害復旧に係る組合債発行による収入でございます。

以上が歳入決算の概要でございます。

続きまして、歳出決算について、御説明させていただきます。

恐れ入りますが、4ページ、5ページにお戻りいただきますよう、お願いいたします。

歳出につきましては、歳出合計欄にございますように、予算現額138億997万2,000円に対しまして、支出済額は130億4,800万157円でございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

歳出の主な内容を申し上げます。

第1款、議会費、第1項、議会費の支出済額は、111万1,951円でございます、議会運営に要した経費でございます。

次に、第2款、総務費、第1項、総務費の支出済額は、5億3,128万6,043円でございます、総務部職員の給料、組合の管理運営事務に要した経費でございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

第3款、廃棄物処理費、第1項、廃棄物処理費の支出済額は、109億2,656万1,009円でございます、施設部職員の給料、焼却工場の運営、維持管理等に要した経費でございます。

続きまして、20ページ、21ページをごらんください。

第4款、公債費、第1項、公債費、第1目、元金の支出済額は、14億3,837万2,817円、次の第2目、利子の支出済額は、1億5,066万8,337円でございます、大阪市から引き継ぎました焼却工場や、北港処分地の整備事業費として借り入れた地方債等の元利償還金でございます。

なお、第5款、予備費でございますが、当初予算1,000万円に対しまして、予備費充当額はございません。

以上が歳出決算の概要でございます。

続きまして、25ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございますが、歳入決算額及び歳出決算額ともに130億4,800万円でございます、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに0円でございます。

続きまして、28ページ、29ページをごらんください。

財産に関する調書でございます。

まず、1、公有財産のうち、(1)土地及び建物でございますが、「その他の行政機関」として、非木造の建物が22万9,371.38平方メートルでございます、焼却工場等でございます。

続きまして、32ページをごらんください。

(5)無体財産権でございますが、特許権が2件となっております、内容といたしましては、焼却施設等に関する特許でございます。

続きまして、33ページをごらんください。

2の物品でございますが、取得価格が50万円以上の物品について掲載しております、88点でございます。

また、3の債権につきましては、表に記載のとおり、2件の保証金がございます。

引き続きまして、令和元年度歳入歳出決算に係る主要な施策の成果に関する報告書について、御説明させていただきます。

報告書の1ページをごらんいただきたいと存じま

す。

最下段でございます、第2、主要な事業の成果でございます。

まず、1、歳入の（1）発電収入でございますが、下から2行目をごらんください。

令和元年度における売電量につきましては、かっこ内に記載しておりますとおり、電力会社につきまして、3億1,240万kWh、その他の施設につきまして、328万kWhとなっております。

続きまして、2ページをごらんください。

中段から少し上の（3）廃棄物処理費でございますが、まず、①焼却処理におきまして、令和元年度の焼却処理実績を表にまとめております。

なお、資料につきましてはキログラム単位で表記しておりますが、御説明はトン単位で申し上げます。

年間焼却処理量は、102万9,165トンでございますが、その内、構成市分といたしましては、大阪市分93万526トン、八尾市分6万9,026トン、松原市分2万8,682トン、守口市分931トンを焼却処理しております。

次に、②破碎処理でございますが、令和元年度の破碎処理実績を表にまとめております。

破碎処理実績といたしまして、年間破碎処理量1万665トン、その内、鉄・アルミの資源化量が1,539トンとなっております。

続きまして、3ページをごらんください。

③埋立処分でございますが、令和元年度の埋立処分実績を表にまとめております。

年間埋立処分量は、15万7,443トンでございます。

報告第4号、令和元年度大阪広域環境施設組合歳入歳出決算報告に関する説明につきましては、以上でございます。

何とぞよろしく御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（加藤仁子君） 次に、決算審査意見書につきまして、代表監査委員の説明を求めます。

阪井代表監査委員。

（代表監査委員阪井千鶴子君答弁席へ）

○代表監査委員（阪井千鶴子君） 令和元年度の一般会計歳入歳出決算の審査につきましては、お手元に配付のとおり、決算審査意見書として取りまとめ、管理者に提出をしたところですが、その概要につつま

して、御説明いたします。

お手元の意見書の1ページをお開き願います。

まず、「第1 審査の対象」ですが、一般会計の歳入歳出決算書、決算事項別明細書等が審査の対象となっています。

次に、「第2 審査の方法」ですが、歳入歳出決算書等について関係書類と照合し、関係職員から予算の執行状況について聴取するとともに、執行に伴う関係書類を抽出により審査いたしました。

次に、「第3 審査の結果」ですが、歳入歳出決算書等の計数につきましては正確であると認められ、また、予算の執行についてもおおむね適正であると認められたところです。

次に2ページをごらんください。

「第4 意見」につきまして、御説明いたします。

「1 歳入・歳出について」の（1）総括ですが、令和元年度の大阪広域環境施設組合一般会計における決算額は、歳入額・歳出額同額の130億4,800万円となっており、前年度の決算額からは、2億6,003万4千円の増となっています。

歳入額で最も大きな割合を占める各構成団体からの分担金は80億5,586万2千円で、前年度に比べ1億6,546万8千円の減となっています。

これは環境施設組合の独自収入である発電収入について、発電効率の良い運転ができたことにより売電量が増加したためであり、収入の確保に向けた取り組みの成果が現れたものと考えております。

一方、歳出額で最も大きな割合を占める廃棄物処理費は109億2,656万1千円で、前年度に比べ3億4,169万円の増となっています。

これは焼却工場の運転維持管理及び整備工事にかかる経費や、被災した埋立処分地廃水浄化設備の復旧工事、破碎設備のシステム更新などの費用が発生したことが大きな原因となっています。

令和元年度予算の執行はおおむね適正に行われていたところですが、今後は住之江工場のプラント更新工事の本格化や、老朽化する焼却工場の整備工事など、施設整備費用の負担が増大することから、引き続き発電収入やその他自主財源の最大化を目指すことや、効率的かつ効果的な事業運営による経費削減を求めています。

続きまして、4ページをごらんください。

(2) 発電収入についてですが、発電効率の良い運転を行ったことにより発電量が増となった結果、発電収入は2億5,897万円の増となっています。

今後とも、適切な維持管理による工場の安定稼働・安定発電の継続を求めるとともに、売電量や発電効率、売電単価の向上につながる検討・工夫を行い、発電収入の確保に向けた取り組みを進めることを求めています。

続きまして、5ページをごらんください。

(3) 焼却工場別決算状況についてですが、各焼却工場については、今後、設備の老朽化が一層進むものと予想されるところであり、限りある人的・物的資源を最大限有効に活用し、焼却工場の安定稼働と経費の低減化に努めるよう求めています。

続きまして、6ページをごらんください。

「2 経営計画【改定計画】」についてですが、環境施設組合では、事業運営の基本的な方針として、平成28年1月に経営計画を策定、その後、達成目標の設定や行動内容の整理などを行い、平成30年1月に経営計画【改定計画】を策定し、効果的・効率的な事業運営に努めています。

各取組項目の令和元年度実績については、おおむね順調に進捗しているところですが、これまでの取り組みについて、引き続き経済性や効率性、有効性の観点からの検証・分析を行うことを求めるとともに、計画で設定した目標の達成に向け、着実に取り組みを進めるよう求めています。

また、現行の経営計画【改定計画】が令和2年度までとなっていることから、新たな計画の検討・策定を求めています。

次に、「3 住之江工場の更新・運営事業について」ですが、環境施設組合では、令和元年度に実施設計図書を完成させるとともに、プラント設備の除染工事や建設改修工事などの現地工事に着手しています。

本事業は、令和4年度中の新住之江工場の完成、令和5年度から20年間の運営事業と長期にわたる事業であることから、安全かつ安定した運営が必要であるため、今後は、確立した「住之江工場更新工事における設計・施工モニタリングマニュアル」に基づき、随時検証を行い、適正に審査・工事監理を進めることを求めています。

また、住之江工場完成後の運営段階におけるモニタリングについても、引き続き手法の検討・確立を進めるよう求めています。

決算審査意見書の概要説明につきましては、以上でございます。

○議長（加藤仁子君） これより質疑を行います。

井上浩君の質疑を許します。

○議長（加藤仁子君） 15番、井上浩君。

(15番井上浩君発言席へ)

○15番（井上浩君） 日本共産党の井上でございます。

私からは、報告第4号について質問をさせていただきます。

先ほど、理事者から決算の御説明をいただいたところでありますが、このうち職員費等についてお尋ねしてまいります。

令和元年度決算における職員数及び職員費について、令和元年度予算との差異についての御説明をお願いいたします。

○議長（加藤仁子君） 理事者の答弁を許します。

小寺総務部経理課長。

(小寺総務部経理課長答弁席へ)

○総務部経理課長（小寺誓君） お答えいたします。

令和元年度決算における職員数につきましては、総務部門で29人、廃棄物処理部門で470人の合計499人となっております。

令和元年度予算では、総務部門で28人、廃棄物処理部門で477人の合計505人となっており、予算と比較しまして決算では、総務部門は1人の増加、廃棄物処理部門では7人の減少、合わせまして6人の減少となっております。

また、職員費につきましては、令和元年度決算が、総務職員費で2億6,684万4,795円、廃棄物処理職員費で39億1,531万2,533円の、合計41億8,215万7,328円となっております。

令和元年度予算額では、総務職員費2億9,222万4,000円、廃棄物処理職員費で42億7,888万3,000円の合計45億7,110万7,000円となっており、予算と比較いたしまして、決算では、総務職員費では2,537万9,205円の減少、廃棄物処理職員費は3億6,357万467円の減少、合わせまして、3億8,894万9,672円の減少となっております。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 今、御答弁をいただきましたが、職員数及び職員費ともにですね、減少していると。

この減少傾向というのは、一部事務組合になっただけでなく、ずっと続いているわけでありまして。

果たしてこれですね、技術の継承や安全性の確保という点ですね、しっかり担保できるのかということ、繰り返し、私は申し上げておりますけれども、その点で大変疑問を感じております。

今でもですね、ぎりぎりの人数で工場を運営しているという状況の中で、職員の削減、すなわち人件費を削減し続けることで、一部事務組合の担う公的な役割というのが本当に果たせるのかどうか、發揮できるのかどうかということに、大変大きな懸念を抱いております。

この、経営計画令和元年度版ですね、拝見しても、私はよく、この大規模災害対応という点で大丈夫なのかと、ぎりぎりの体制でいざというときにですね、急迫不正の事態に対応できるのかということ、とりわけ問題にしてまいりましたけれども、今回私が特に着目したのは、工場の安定稼働の推進という部分なんです。

この資料を拝見しますと、直近の令和元年度ではですね、いろんな要因があると思うんですけれども、設備故障等によるごみ焼却炉の停止回数というのが、5.7回ということで、例年よりも増えてしまっているという状況があります。

いろんな要因があるのかと思うんですけれども、その中でですね、令和元年度取組状況というところに、不適正搬入の排除というのがあります。

ちょっと私はここに着目したんですけれども、搬入台数約42万台の内、約4万台について、搬入物検査を実施したと、その内、長尺物や金属製の産業廃棄物等、ごみ焼却工場の安定運転に支障となる焼却困難物を含め、約460件の不適正搬入を発見できたというので、適正搬入を指導するとともに、持ち帰りを指示したということ、焼却困難物が紛れ込んでしまっているということも、大きな一つの要因だというふうにもお聞きをしております。

これ、大変な作業だということもお聞きしております。

そういった大変な現場で御苦労されている職員の

皆さんには、心から敬意を申し上げたいと思うんですけれども、3人で24時間体制でやっていただいていると同時に、これは自動化できない部分だという位置づけで、そういう位置づけをしっかりと持っていますね、対応していただいているというふうにもお聞きをしております。

だからこそですね、他都市に比しても、公権力の行使の部分だという位置づけを持って、取り組んでいただいている部分ですので、このようにですね、前段お聞きしたように、職員をどんどん減らしてきてぎりぎりの体制だと、この緊急時、災害時にも対応できるのかという懸念が抱かれる中でですね、この部分をですね、この焼却困難物を見極めるといふこの体制も、場合によっては崩されてしまうのではないのかという懸念も、私は抱いているところでございます。

ここはしっかりと維持して、維持するだけではなくて、むしろ体制を強化する方向でですね、やっていただく必要が、私はあるのではないかなというふうに思います。

そのことがですね、工場を長持ちさせるわけですよ、結局ね、この焼却困難物がどんどん入ってしまうというような状況を見過ぎていたらですね、工場もですね、長持ちしなくなると、ひいてはやっぱり、その分の回収の費用もかかってくるということですから、このチェック体制ですね、ここは絶対に脆弱にせずですね、逆に基盤を強化する方向で、私は検討するべきだというふうに考えております。

しかしあの、よくよくヒアリングをすると最終的に指導するのは環境局だと、環境局がちゃんと指導しているかどうかは、そこまでは一組の仕事じゃないですよということで、任務分担という切り分けというか、されているということなんで、環境局にもちゃんと指導しているのかどうかというのは、これはまた問い質していきたいと思うんですけれども、今申し上げたように、この部分、工場の安定稼働の推進という部分についても、この基盤を揺るがすようなですね、してしまうような、そういうことにつながらないようにですね、ぜひこの職員を減らし続ける、新採を取らない、新採はしないとかですね、新しく採用しないとか、そういう方向からの転

換というのがですね、この点からも私は求められているのではないかと、指摘しておきたいと思えます。

○議長（加藤仁子君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） 次にですね、これも毎年お聞きしておりますが、住之江工場の更新・運営事業について、事業実施に伴う令和元年度の歳出がどのようになっているのか、御説明をお願いします。

○議長（加藤仁子君） 藤井施設部建設企画課長。  
(藤井施設部建設企画課長答弁席へ)

○施設部建設企画課長（藤井良一君） お答えいたします。

住之江工場更新・運営事業につきましては、令和元年9月よりプラント設備の除染・解体工事や建築改修工事等の現地工事に着手しました。

また、実施設計にかかる書類審査や施工監理に係る書類審査を行ってまいりました。

住之江工場更新・運営事業にかかる令和元年度の歳出の主な内訳でございますが、更新工事費が、1億9,440万円でございます。

次に、設計・施工監理業務委託費や更新工事の環境調査費などの業務委託費が、3,230万800円でございます。

以上でございます。

○議長（加藤仁子君） 15番、井上浩君。

○15番（井上浩君） この決算審査意見書の報告にもございましたが、今後、住之江工場更新工事における設計施工モニタリングマニュアルに基づいて、工事内容が要求水準書や、事業者の提案内容などの条件を満たしているか随時検証を行い、適正に審査、工事監理を進められたいと、こうあるんですけれども、まさにそのとおりだというふうに思えます。

住之江工場完成後のですね、運営段階におけるモニタリングについても、引き続き手法の検討、確立をですね、進めていくことが重要だと指摘をしておきたいと思えます。

このモニタリングという点においては、しっかり

やっていただきたいということを繰り返し申し上げているところであります。

しかしながら、そもそもですね、このDBOという方式、これ、費用対効果という点でも本当にこれ、民間に丸投げするという点で、費用対効果は生まれるんですかという質疑も、ずっとやってまいりましたけれども、具体的な数字や根拠をお示くださいということやってまいりましたけれども、実際の費用対効果、目に見える費用対効果っていうのは、私はこの議論の中でもはっきりと見えてこなかったと認識しておりますし、公共の役割の後退という点で、私たちはDBOという手法そのものについて、これは適切ではないというふうに考えているところでございます。

先程の人員、人件費の削減傾向の問題と合わせて、このDBO方式を進めるということも表れている決算でありますので、そうした理由から、私たちは同意しかねるということをお願いして、質疑を終わります。

○議長（加藤仁子君） これをもって、質疑を終結します。

○議長（加藤仁子君） これより採決に入ります。

報告第4号について、起立により採決いたします。

○議長（加藤仁子君） お諮りいたします。

報告第4号について、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（加藤仁子君） 多数であります。

○議長（加藤仁子君） よって、報告第4号は、承認されました。

閉 議

○議長（加藤仁子君） 本日の日程は以上で終了いたしました。

閉 会

○議長（加藤仁子君） 本定例会はこれをもって閉会いたします。

午後3時05分閉会

大阪広域環境施設組合議会議長

加 藤 仁 子 ⑩

大阪広域環境施設組合議会議員

東 貴 之 ⑩

大阪広域環境施設組合議会議員

出 雲 輝 英 ⑩

○大阪広域環境施設組合議会（定例会）会議録（令和2年9月9日）（終）